

# タブレット取引規定

## 1. (適用範囲等)

- (1) 当金庫所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）上で、各種預金取引、商品・サービスの申込み、諸届等の各種手続き（以下「タブレット取引」という。）を行う場合、本規定により取扱います。
- (2) タブレット取引およびタブレット取引により開設された当金庫への印鑑の届出を行わない口座（以下本規定において、タブレット取引により開設された当金庫への印鑑の届出を行わない口座を「印鑑レス口座」という。）には、本規定に加え、当該タブレット取引により行う各種預金取引等の内容、口座種別等に応じ、当金庫が別途定める当該預金取引等に適用される各規定（以下「原規定」という。）が適用されます。ただし、本規定が原規定に優先するものとします。

## 2. (利用対象者)

タブレット取引の利用は、当金庫所定の条件を満たす個人のお客さま本人に限ります。

## 3. (取引の種類)

タブレット取引では、当金庫所定の次の取引を行うことができます。

- (1) 普通預金・貯蓄預金の口座開設、普通預金の通帳不発行口座への切替
- (2) 定期預金の口座開設、入金（証書口を除く。）、支払（証書口、預入金額の一部支払を除く。）
- (3) エース預金の口座開設（まとめ周期選択型を除く。）、支払、積立額変更
- (4) 一般財形預金の支払
- (5) 各種諸届（住所・電話番号等変更、キャッシュカードやローンカードの紛失・発見・再発行）
- (6) その他当金庫が定める取引

## 4. (本人確認等)

- (1) タブレット取引に際して、本人確認のための手続きは、当該タブレット取引により行う各種預金取引等の内容に応じ、次のいずれかまたは全てによるほか、原規定その他当金庫が別途定める方法により行うこととします。
  - ① お客様に当金庫所定のキャッシュカード現物を提示していただくとともに、所定の機器に当該キャッシュカードを読み取らせ、お客様に入力していただいた暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認します。なお、当金庫所定の回数を超えて暗証番号の一致が確認できない場合には、キャッシュカードの利用を停止させていただきます。
  - ② 当金庫所定の顔写真付き本人確認書類を提示していただき、本人確認書類の記載内容と届出内容の一致を確認します。
- (2) 当金庫が必要と判断した場合、前項の手続きに加え、提示いただいたキャッシュカードや本人確認書類にて確認できない事項について、通帳、証書、その他追加書類の提示等を求めることがあります。

- (3) 当金庫は、第1項または第2項に基づく確認が完了するまで、当該タブレット取引を行いません。
- (4) 第1項または第2項に基づく確認が完了し、タブレット取引を行なった場合、当金庫は当該タブレット取引を、当該本人確認に係るお客さま本人による正当な取引として取扱い、不正使用その他の事故があっても、これに起因または関連して生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。ただし、当該不正利用その他の事故に係る補てん等に関し、原規定に定めがある場合は、当該原規定に従うものとします。
- (5) タブレット取引は、お客さまからタブレット端末上で当金庫が取引の依頼を受付け、当金庫が当該取引を承認した時点（資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点）で成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

## 5.（口座開設取引）

- (1) タブレット取引で口座を開設できるのは、事業用として利用する予定のない個人のお客さまに限るものとします。
- (2) タブレット取引により開設できる口座は、次のとおりとします。
  - ① 印鑑レス口座とします。なお、既にお持ちの預金口座をタブレット取引により印鑑レス口座に変更することはできません。
  - ② 預金通帳を発行しない口座（以下「通帳不発行口座」という。）とします。
- (3) お客さまは、タブレット取引による口座開設後、当金庫が別途定める手続きにより、印鑑の届出および通帳発行口座への切替えを行うことができます。

## 6.（印鑑レス口座に係る取引）

- (1) 普通預金・貯蓄預金の印鑑レス口座に対しては、当金庫はキャッシュカードを必ず発行します。また、ICカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会 IC キャッシュカード標準仕様に定める機能その他当金庫所定の取引にかかる機能の利用を可能とするカードのことをいいます。）を発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。なお、このキャッシュカードは「カード規定」、「ICカード特約」、その他適用対象となる原規定により取扱います。
- (2) お客さまは、普通預金・貯蓄預金の印鑑レス口座を保有している間においては、キャッシュカードを解約してはならないものとします。
- (3) 印鑑レス口座での取引は、原則として、預金支払機（ATM）、インターネットバンキング、ろうきんアプリの利用、その他当金庫が定める方法により行うものとします。
- (4) 印鑑レス口座での取引について、停電、故障等により前項に定める方法による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が預金支払機等故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店窓口でキャッシュカードにより預金を払戻し、預入れまたは振込みを依頼することができます。ただし、提携労働金庫および提携金融機関の窓口ではこの取扱いをいたしません。
- (5) 当金庫所定の押印を必要とする取引は、印鑑レス口座では行うことができません。
- (6) 印鑑レス口座は、印鑑の届出を行なうことができます。この場合、本人確認書類の提示等、当金庫が定める方法により行うこととします。なお、印鑑レス口座につき印鑑の届出を行な

た場合は、本規定の印鑑レス口座に関する規定は適用されず、口座の種別に応じ、適用される原規定により取扱います。

- (7) 印鑑レス口座のみを利用されているお客さまにおいては、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項（以下これらを「届出事項」という。）に変更があったときは、当金庫所定の方法により、直ちに当金庫に対し、当該変更について届出してください。お客さまにおいて届出事項の変更の届出が未了であったことに起因または関連して生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (8) 第3項から第5項までの規定に反する方法の取引等である等、当金庫が、本規定、その他当金庫の規定等に反するお客さまの印鑑レス口座に関する取引を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

## 7. (印鑑レス口座の通帳発行口座への切替)

- (1) 印鑑レス口座開設後、預金通帳を発行する場合は、印鑑の届出等当金庫所定の書面に記名押印し、当金庫に提出してください。
- (2) 印鑑レス口座の通帳発行口座への切替えに際して、本人確認のための手続きは、本人確認書類の提示等、当金庫が別途定める方法により行うこととします。
- (3) 前項に基づく本人確認が完了するまでは通帳発行口座への切替えを行いません。
- (4) 預金通帳の発行には、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

## 8. (印鑑レス口座の停止)

- (1) 当金庫は、以下の事由がある場合には、印鑑レス口座、印鑑レス口座に関する取引、または当該口座への印鑑レス取扱いの適用を停止することがあります。
  - ① お客さまが本規定、その他適用を受ける原規定に違反する等、当金庫が印鑑レス口座の停止等を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ② お客さまによる住所や連絡先等の届出事項の変更等が適切に行われなかつた等により、当金庫にとってお客さまの所在ないし連絡先が不明となつたとき
  - ③ 印鑑レス口座が、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断したとき
  - ④ 印鑑レス口座がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散防止、経済制裁関係法令もしくは当金庫の利用資格等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
  - ⑤ 印鑑レス口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - ⑥ その他印鑑レス口座を利用いただくことが不適当であると当金庫が判断したとき
- (2) 当金庫は、お客さまに対する印鑑レス口座の継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、印鑑レス口座の提供を中止し、または打ち切ることがあります。
- (3) 第1項または第2項に基づき、当金庫が、印鑑レス口座、印鑑レス口座に関する取引、もしくは印鑑レス取扱いの適用を停止し、または印鑑レス口座の提供を中止もしくは打ち切ったことに起因または関連して、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫は、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

## 9. (印鑑レス口座の解約)

- (1) お客様が印鑑レス口座を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書への記入、キャッシュカードの提出、本人確認書類の提示等、当金庫が定める方法により行うこととします。
- (2) 前項の手続きに加え、提示いただいたキャッシュカードや本人確認書類にて確認できない事項について、追加書類の提示等を求めることがあります。
- (3) 第1項または第2項に基づく確認が完了するまで、解約を行いません。

## 10. (入金取引)

タブレット取引で預金の入金を行う場合、当該タブレット取引に係る本人名義の当金庫の普通預金口座または貯蓄預金口座から振替により払戻し、振替入金するものとします。

## 11. (支払取引)

- (1) タブレット取引で預金の支払を行う場合、当該タブレット取引に係る本人名義の当金庫の普通預金口座または貯蓄預金口座に振替入金するものとします。
- (2) タブレット取引での定期預金の支払において、預入明細に親定期と子定期がある場合、預入明細では親定期と子定期を合算して表示します。また、親定期を支払する場合は、子定期も同時に支払されます。
- (3) タブレット取引で預金の払戻しを行う場合、利息計算書は発行されません。

## 12. (通帳不発行口座への切替え取引)

- (1) タブレット取引により、普通預金口座を通帳発行口座から通帳不発行口座へ切替えた場合、切替え手続の完了前に使用されていた通帳は使用できなくなります。また、未記帳明細がある状態で通帳不発行口座に切替えると、以後、未記帳明細を通帳に記帳できなくなります。
- (2) タブレット取引による普通預金口座の通帳発行口座から通帳不発行口座への切替え（以下本条において「切替え手続き」といいます。）にあたっては、お客様は、切替え手続きの申込前に、お客様の責任において、必ず未記帳明細の記帳を完了していただくものとします。
- (3) お客様が前項の未記帳明細の記帳を完了せずに、切替え手続きを行った場合、当金庫は、当該未記帳明細の記帳については一切ご対応いたしかねます。
- (4) お客様が未記帳明細の記帳を完了せずに切替え手続きを行ったことに起因または関連して生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

## 13. (各種諸届)

- (1) 第2項に掲げる一部の商品・サービスを除き、お客様は、タブレット取引により、住所・電話番号等の変更の手続きを行うことができます。
- (2) 財形住宅・財形年金、マル優・マル特、国債・投資信託、確定拠出年金、その他当金庫が定める一部の商品・サービスをご契約のお客さまに係る住所変更の届出については、別途、当金庫所定の手続きが必要となります。

#### 14. (再発行手数料の引落し)

キャッシュカードやローンカードの再発行の手続きを、タブレット取引により行う場合、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。この場合、通帳および払戻請求書なしで、再発行対象の預金口座（ローンカードの場合は返済用口座）から自動的に引落します。

#### 15. (取引内容の確認)

タブレット取引による入出金取引については、インターネットバンキング、または通帳記帳等の入出金明細照会により定期的に確認してください。

#### 16. (免責事項)

- (1) タブレット取引に関し、タブレット端末の動作に係る不具合やタブレット取引の遅延または不能、その他お客さまが被ることのある一切の不利益について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。
- (2) 前項のほか、当金庫の責めに帰すべき事由によらない以下の事由により、タブレット取引の遅延または不能等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
  - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
  - ② 端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
  - ③ 当金庫以外の第三者の責めに帰すべき事由によるとき
- (3) タブレット取引において、お客さま自身による金額、口座番号、連絡先等の入力事項の誤入力、誤操作により発生した損害、および当金庫の職員が入力しお客さまが入力内容の確認・署名を行った取引において入力事項の誤りにより発生した損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。
- (4) 当金庫所定の本人確認、追加書類の提示等による確認、その他当金庫が必要と判断した確認事項の確認が完了しないために、当金庫が、タブレット取引もしくは印鑑レス口座に係る取引（印鑑レス口座の通帳発行口座への切替え、印鑑レス口座の解約等を含むがこれに限らない。）を謝絶したことに起因または関連してお客さまに損害が生じた場合、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

#### 17. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上